

イタリアの支援概要

a. 映画支援団体

- ・MiC (文化省)を介した国家予算で映画産業を支援
- ・映画/オーディオビジュアルを管轄するのは、MiBACT 映画・オーディオビジュアル総局、通称「DGCA」
- ・2016年に制定された法律により、映画とオーディオビジュアルへの支援に必ず4億ユーロ以上拠出

b. 支援形態 ※いずれも国際共同製作協定を介した共同製作作品にも適用可能

- ・国産映画も国際共同製作作品も、イタリア国籍の承認を受けない限り支援は受けられない
- ・EU加盟国の国籍が承認されている映画およびオーディオビジュアル作品については、イタリア国籍を承認したものとみなされる
- ・協定を介さずとも「国際共同参加作品」(Compartecipazione internazionale) という形で審査を受け、伊側のみ助成金を受けることが可能
- ・脚本の段階から、制作、配給、興行、国際展開に至るまで包括的な支援体制を整え、支援体系・予算は法令で定められる
- ・税優遇が充実しており、制作のための税優遇に関して2020年度にはMiBACT全体予算の1/4程度が充てられた

c. 規制・法制度

- ・劇場公開映画に対する数量規制は存在しないが、映画およびオーディオビジュアル作品の放送、投資およびVOD配信に関してのクォータがある

イタリアの映画産業および国際共同製作にかかる規制、法制度

1. 国際共同製作協定締結国と、権限のある当局

イタリアは、二国間国際共同製作協定を計 33 ヶ国¹と締結している。協定に際しては、「文化省」(Ministero della Cultura、以下「MiC」)が権限のある当局として協定の締結の交渉を進め、締結時は外務省も関与する。映画およびオーディオビジュアルを管轄するのは、MiBACT 中の「映画・オーディオビジュアル総局」(Direzione Generale Cinema e audiovisivo、通称「DGCA」)である。²

(1) ヨーロッパ

オーストリア、ブルガリア、チェコ共和国、クロアチア、フランス、ドイツ、ハンガリー、北マケドニア、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、スペイン、スロバキア、スウェーデン、スイス

(2) アジア、オセアニア

オーストラリア、中国、インド、ニュージーランド

(3) アフリカ

モロッコ、南アフリカ、チュニジア

(4) 中南米

アルゼンチン、ブラジル、チリ、キューバ、ドミニカ共和国、メキシコ、ウルグアイ、ベネズエラ

(オ) 中東

イスラエル、トルコ

(カ) 北米

カナダ

¹ MiBACT との確認により、かつての協定が失効したものは削除している。

² 参照サイト：<http://www.cinema.beniculturali.it/>

2. クォータ制度³

イタリアには劇場公開映画に対する数量規制は存在しないが、映画およびオーディオビジュアル作品の放送、投資および VOD 配信に関してのクォータがある。現在の規制は 2020 年 1 月 1 日より施行されており、現在の文化財・文化活動・観光省大臣であるダリオ・フランチェスキーニ氏にちなみ、通称は「フランチェスキーニ法令」である。

(ア) プログラミング・クォータ

上記法令により、放送局は公共・民間問わず、ヨーロッパの作品（番組）を放映する割合を多く持つよう定められた。また公共放送（Radiotelevisione italiana、以下「RAI」）の場合、午後 6 時から 11 時のプライムタイムの間イタリアのオーディオビジュアル作品（映画、フィクション、ドキュメンタリー、アニメーション）を 12%以上放映することが義務づけられ、うち 3%以上は映画でなくてはならない。放映時間全体を占めるイタリア作品の割合についても、RAI については 25%以上、民間放送局は 10%以上と定められている。尚、民間放送局については 2021 年度中に 16.7%に引き上げられる方針である。

(イ) 投資クォータ

放送局が得た収益についても、投資先に規制が設けられている。RAI は年間総売上上の 17%、民間放送局は 11.5%をヨーロッパの独立系プロデューサーの作品に投資しなければならない。民間放送局については 2021 年度中に 12.5%に引き上げられる方針である。映画は加えて RAI の純収入のうち 4.2%、民間放送は 3.5%の投資を受けることができるよう、手厚く保護されている。アニメーションは RAI から純収入の 0.77%の投資を受けることができる。

(ウ) VODクォータ

SVOD（定額制動画配信）は、提供する作品全体のうち時間換算で 30%を近年ヨーロッパのオーディオビジュアル作品に充てることが義務付けられ、エンタメ作品もこの中に含まれる。TVOD（都度課金型動画配信）については同様に 30%だが、換算方法はタイトル数である。また、オンデマンド配信提供会社については今後 3 年間前述の投資クォータも適応され、イタリアで得た純収入のうち 20%を投資しなければならない。

将来的には、通信における適正保障のためのオーソリティ（Autorità per le Garanzie nelle Comunicazioni、通称「AGCOM」）がイタリアのオーディオビジュアル作品を作品全体のうち 15%以上と規定する方針のほか、ヨーロッパの独立系オーディオビジュアル作品についてもクォータを検討中である。

³ MiBACT からの情報に基づく

3. 国際共同製作認定システム

(ア) ヨーロッパ諸国との国際共同製作

ヨーロッパとの国際共同製作は、1992年10月に制定された「映画の国際共同製作に係る欧州協定（European Convention on Cinematographic Co-Production）」に従い公式な共同製作と認められる。（詳細はフランスの「(ア) ヨーロッパ諸国との国際共同製作」参照）

(1) 協定締結国との国際共同製作

イタリアには国際共同製作を「認定」する統一の仕組みはない。あくまで個々の二国間国際共同製作協定に定められた内容に従い、各プロデューサーの出資比率や技術的、技術的関与のバランスなどを確認する。プロデューサー間で取り交わされた国際共同製作契約書も重要な判断要素であり、二国間国際共同製作協定で定義された条件に即しているか、検証される。MiBACT がこれらの事項を確認し公式の国際共同製作作品と認められれば、「イタリア映画」とみなされ国産映画およびオーディオビジュアル作品と同等の支援を受ける資格を得ることができる。

国際共同製作協定を締結していない国との国際共同製作の場合も、MiBACT の定めた条件をクリアし、イタリア国籍の承認を受けることができれば支援を受けることが可能だ。イタリア国籍は、例え100%イタリア出資による作品であっても MiBACT の支援を受ける上での必須条件となる（以下「映画およびオーディオビジュアルのイタリア国籍承認手順」参照）。

4. 映画およびオーディオビジュアルのイタリア国籍承認手順

2017年7月11日首相令により、「映画およびオーディオビジュアル作品のためのイタリア国籍承認規定」が追記された。⁴2016年11月14日付で改定されていた既存の法令220号「映画およびオーディオビジュアル綱紀」⁵の条項5「イタリア作品の国籍」では、イタリア国籍承認にかかる条件が定義されるのみであったものが、追記された規定では承認に至る条件が細かく定義され、新たに作品の種別毎のスコア制も導入された。尚、EU加盟国の国籍が承認されている映画およびオーディオビジュアル作品については、イタリア国籍を承認したものとみなされる。

⁴ 参照サイト：<http://www.cinema.beniculturali.it/Notizie/4476/65/pubblicato-sulla-g-u-il-d-p-c-m-11-luglio-2017-sul-riconoscimento-della-nazionalit%C3%A0-italiana/>

⁵ 参照サイト：<https://www.gazzettaufficiale.it/eli/id/2016/11/26/16G00233/sq>

(ア) 承認プロセス

イタリア国籍の承認は、制作前・完成後の 2 段階で行われる。税優遇と脚本執筆支援を除き、MiBACT からの支援を受けるには両段階の審査を通過し、承認を受けることが絶対条件である。フィクション、ドキュメンタリー、アニメーション、ビデオゲームの 4 つのスコア表で審査され、100 ポイント中最低でも 70 ポイントを満たさなければならない。

表 スコア表 A (フィクション映画またはオーディオビジュアル作品の場合)

※スコア表全体で 100 ポイント中最低でも 70 ポイントを満たさなければならないことに加え、追加の条件として(a)キーポジションの(1)～(4)については最低でも 18 ポイントを満たす必要がある。

(a)キーポジション	小計 74 ポイント
(a)については、(1)イタリア国籍を有する者、(2)EU のいずれかの国の国籍を有する者、または(3)国籍を問わず、イタリアに納税義務のある者である場合にポイントが付与	
(1)監督、または助監督の過半数	10 ポイント
(2)原作者、または原作者の過半数	8 ポイント
(3)脚本家、または原作者の過半数	10 ポイント
(4)主演俳優の過半数	8 ポイント
(5)助演俳優の 75%以上	5 ポイント
(6)撮影監督	7 ポイント
(7)編集監督	7 ポイント
(8)音楽監督	7 ポイント
(9)美術監督	6 ポイント
(10)衣装監督	6 ポイント
(b) 制作場所	小計 10 ポイント
最低でも 50%の制作活動をイタリアで行うこと	10 ポイント
(c) 使用言語	小計 5 ポイント
使用される全てまたは大部分の言語がイタリア語またはイタリアの地方言語であること	5 ポイント
(d) スタッフの納税地	小計 5 ポイント
制作に関わるスタッフの最低でも 50%が、居住地への納税義務としてイタリアへの納税を行っていること	5 ポイント
(e) ロケーション	小計 2 ポイント
大部分の撮影がイタリアで行われること	2 ポイント
(f) スタジオ	小計 2 ポイント
イタリアでのスタジオを使用すること	2 ポイント
(g) ポストプロダクション	小計 2 ポイント

大部分のポストプロダクションがイタリアで行われること	2 ポイント
	合計 100 ポイント

表 スコア表 B (ドキュメンタリー映画またはオーディオビジュアル作品の場合)

※スコア表全体で 100 ポイント中最低でも 70 ポイントを満たさなければならないことに加え、追加の条件として(a)キーポジションについては最低でも 33 ポイントを満たす必要がある。

(a)キーポジション	小計 65 ポイント
(a)については、(1)イタリア国籍を有する者、(2)EU のいずれかの国の国籍を有する者、または(3)国籍を問わず、イタリアに納税義務のある者である場合にポイントが付与	
(1)監督、または助監督の過半数	17 ポイント
(2)原作者、または原作者の過半数	12 ポイント
(3)撮影監督	12 ポイント
(4)編集監督	12 ポイント
(5)音楽監督	12 ポイント
(b) 制作場所	小計 15 ポイント
最低でも 50%の制作活動をイタリアで行うこと	15 ポイント
(c) 使用言語	小計 5 ポイント
使用される全てまたは大部分の言語がイタリア語またはイタリアの方言言語であること(作品中の会話、またはナレーション)	5 ポイント
(d) スタッフの納税地	小計 5 ポイント
制作に関わるスタッフの最低でも 50%が、居住地への納税義務としてイタリアへの納税を行っていること	5 ポイント
(e) ロケーション	小計 5 ポイント
全ての撮影がイタリアで行われること	5 ポイント
(f) ポストプロダクション	小計 5 ポイント
全てのポストプロダクションがイタリアで行われること	5 ポイント
	合計 100 ポイント

表 スコア表 C (アニメーション映画またはオーディオビジュアル作品の場合)

※スコア表全体で 100 ポイント中最低でも 70 ポイントを満たさなければならないことに加え、追加の条件として(a)では最低で 20 ポイント、(b)では 4 項目中最低でも 3 項目、かつ最低でも 18 ポイントを満たす必要がある。

(a) キーポジション-1	小計 45 ポイント
(a)については、(1)イタリア国籍を有する者、(2)EU のいずれかの国の国籍を有する者、または(3)国籍を問わず、イタリアに納税義務のある者である場合にポイントが付与	

(1)監督、または助監督の過半数	15 ポイント
(2)原作者、または原作者の過半数	10 ポイント
(3)脚本家、または原作者の過半数	10 ポイント
(4)原画監督	10 ポイント
(b) キーポジション-2	小計 38 ポイント
(b)については、(1)イタリア国籍を有する者、(2)EU のいずれかの国の国籍を有する者、または(3)国籍を問わず、イタリアに納税義務のある者である場合にポイントが付与	
(1)作画または絵コンテ担当者の過半数	10 ポイント
(2)音楽監督	10 ポイント
(3)作画監督	10 ポイント
(4)編集監督	8 ポイント
(c) 使用言語	小計 5 ポイント
使用される全てまたは大部分の言語がイタリア語またはイタリアの地方言語であること(作品中の会話、またはナレーション)	5 ポイント
(d) スタッフの納税地	小計 5 ポイント
制作に関わるスタッフの最低でも 50%が、居住地への納税義務としてイタリアへの納税を行っていること	5 ポイント
(e) ポストプロダクション	小計 7 ポイント
全てのポストプロダクションがイタリアで行われること	7 ポイント
	合計 100 ポイント

表 スコア表 D (ゲームコンテンツのオーディオビジュアル作品の場合)

(a) キーポジション	小計 60 ポイント
(a)については、(1)イタリア国籍を有する者、(2)EU のいずれかの国の国籍を有する者、または(3)国籍を問わず、イタリアに納税義務のある者である場合にポイントが付与	
(1)プロデューサー、またはプロデューサーの過半数	15 ポイント
(2)プランナー、またはプランナーの過半数	9 ポイント
(3)プログラマー、またはプログラマーの過半数	9 ポイント
(4)グラフィッカー、またはグラフィッカーの過半数	9 ポイント
(5)シナリオライター、またはシナリオライターの過半数	9 ポイント
(6)サウンドコンポーザー、またはサウンドコンポーザーの過半数	9 ポイント
(b) 使用言語	小計 10 ポイント
使用される全てまたは大部分の言語がイタリア語またはイタリアの地方言語であること(作品中の会話、またはテキスト)	10 ポイント
(c) スタッフの納税地	小計 10 ポイント

開発チームに所属するメンバーの最低でも 50%が、居住地への納税義務としてイタリアへの納税を行っていること	10 ポイント
(d) 制作場所	小計 20 ポイント
開発にかかる制作活動のうち、最低でも 80%をヨーロッパ、そのうちの最低 40%はイタリアで行うこと	20 ポイント
	合計 100 ポイント

制作前の仮承認は、撮影が開始する前に必ず DGCA のオンラインシステム、通称 DGCOL からのオンライン申請が必要となり、書類の受領から 60 日以内に DGCA の承認可否が決定される。承認に際しては制作にかかる全てのコストについての予算表と出資にかかる書類、DGCA が必要と判断した書類を審査し、判断される。

完成後に再度審査が行われ正式に承認となり、審査中の暫定作品も含め DGCA の公式ホームページ上でリストが公表される。承認から 5 年以内は、銀行関連書類や契約書（制作、配給）の開示を求められる可能性がある。また、制作完了の有無を問わず DGCA の求める基準を満たさないと判断された場合には、承認は無効となる。

(1) 協定を介さない国際共同製作作品の条件

2016 年 11 月 14 日付「映画およびオーディオビジュアル綱紀」第 5 条に定めるところにより、芸術的・文化的・商業的な観点から重要とみなされる作品については、有識者の検証を経たうえでイタリア国籍を承認する場合がある。その場合は協定を介さない「国際共同参加作品」（Compartecipazione internazionale）として扱われ、承認にあたっては以下が条件となる。また、国籍承認プロセスにあたっての手続きは全てイタリア企業が行う。

条件 1：イタリア企業の出資比率が 20%を下回らないこと

条件 2：イタリア企業が、イタリア国内での商業利用の権利を保持していること

条件 3：商業的利用価値の高い作品であること

条件 4：イタリア企業が、作品にかかる全権利のうち 20%以上を保持していること。尚、イタリア企業の出資額と権利の保有率は同等であるものとする

イタリアの映画産業にかかる支援制度

1. 主な支援団体とその財源

イタリアにおける映画支援は、文化財・文化活動・観光省（MiBACT）を通じ映画およびオーディオビジュアル関連予算で賄われている。予算は映画・オーディオビジュアルの助成金、税優遇、関連団体の運営に充てられる。

(1) MiBACT の予算内訳（2017 年～2020 年の推移）

2016 年 11 月 14 日付法令 220 号の定めるところにより、映画・オーディオビジュアル関連予算は 4 億ユーロを下回ってはならないこととなっている。

表 法令制定後の過去 4 年間ににおける映画産業への MiBACT の支援額の推移⁶

(ユーロ)	2017	2018	2019	2020
全体予算	4 億 2300 万	4 億 6400 万	5 億 2400 万	4 億 7100 万 ⁷
うち、制作支援	2 億	2 億 2300 万	3 億 700 万	2 億 2500 万

イ. MiBACT の国内映画支援の枠組⁸

MiBACT では、脚本の段階から、制作、配給、興行、国際展開に至るまで包括的な支援体制を整えている。また、「国際共同製作」の項でも述べたように、イタリア映画だけでなく、イタリア映画と同等と認められた国際共同製作でも、各支援プログラムの要件を満たしていれば、MiBACT の支援を受けることが可能である。MiBACT の予算同様、法令 220 号「映画およびオーディオビジュアル綱紀」（2016 年 11 月 14 日付改定）により、各支援は支援の内容問わず、法律により規定された内容に従って決められている。

支援についてはフランスと同様自動助成・選択助成と分かれるが、特徴としては税優遇の充実である。制作から配給、投資に至る様々なフェーズで行われ、制作のための税優遇に関して 2020 年度には MiBACT 全体予算の 1/4 程度が充てられた。

⁶ MiBACT からの情報による

⁷ コロナ禍に伴う映画関連企業の追加緊急支援予算は含まない

⁸ Italy for Movies および関係法令参照：<https://www.italyformovies.it/>

a. 開発

支援名	Contributi Selettivi per La Scrittura di Sceneggiature Originali
支援対象者	プロデューサー、脚本家
支援対象	長編映画（テレビ、テレビ、ウェブ）のオリジナル脚本への助成
支援体系	返済不要
主な条件	<ul style="list-style-type: none"> ・法令に定められたスコア表に基づき、100 ポイント中 70 ポイントを満たすこと（下記参照） ・採択より 30 日以内に助成金の 50%が支払われるが、それから 12 か月以内に完成した脚本を DGCA に提出すること（残りの 50%は、DGCA による脚本の審査から 90 日以内に支払われる）
年間予算	100 万ユーロが年 3 セッションの公募に割り振られる -長編映画：55 万ユーロ （第 1 セッション：19 万ユーロ、第 2 セッション：18 万ユーロ、第 3 セッション：18 万ユーロ） -テレビまたはウェブ用映画：45 万ユーロ （第 1 セッション：15 万ユーロ、第 2 セッション：15 万ユーロ、第 3 セッション：15 万ユーロ）
支援上限額	2 万ユーロ
その他特筆すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・2017 年 7 月 31 日付文化財・文化活動・観光大臣令により定められた条件に基づく ・セッションの開催時期は年度により異なるが、2020 年の実績は①7/15-7/31②9/9-9/30そして③10/27-11/17 ・長編映画の採択件数は各セッション最大 10 作品、テレビまたはウェブ用の長編映画は各セッション最大 8 作品

表 脚本支援のためのスコア表（長編映画、テレビ、ウェブコンテンツ共通）

※スコア表全体で 100 ポイント中最低でも 70 ポイントを満たさなければならないことに加え、追加の条件として(A)では最低で 40 ポイントを満たす必要がある。

(A) 質および題材（またはトリートメント）のオリジナリティー（最大 65 ポイント）
<ol style="list-style-type: none"> 1. 創造的なアイデアで、独自性がある 2. 対象が長編映画・非シリーズもののテレビ・ウェブコンテンツの場合は、芸術性および文化的関連性、主題の扱いをトリートメントや脚本の初稿で判断 3. 対象がテレビ・ウェブのシリーズ作品の場合、芸術性および文化的関連性を登場人物設定、ジャンル、エピソードの構成などパイロットエピソードで判断 既に脚本が完成している場合、以下も評価対象となる

<p>4. 執筆のクオリティー</p> <p>5. 物語の構成におけるクオリティーと独自性</p> <p>6. 登場人物のクオリティーと独自性</p> <p>7. セリフのクオリティー</p> <p>8. 参考となるジャンルに対する革新性</p>
(B) 作品の実現可能性 (最大 30 ポイント)
1. 対象の主題を、映画・オーディオビジュアル作品として昇華できる
(C) イタリア国内および海外での作品の配給と成功の可能性 (映画祭出品や興行を想定した映画作品の場合) (最大 5 ポイント)
<p>1. 脚本チームが外国籍の作家が含まれる</p> <p>2. 海外の観客が関心を示す可能性がある</p> <p>3. 完成した脚本が、創造的で作家性に富み、イタリアの文化遺産を海外に広める可能性がある</p>

支援名	Contributi Selettivi per Sviluppo e Pre-Produzione
支援対象者	イタリアの映画またはオーディオビジュアル制作会社
支援対象	長編映画、テレビ、ドキュメンタリー、ウェブプロダクトの開発およびプリプロダクションへの助成
支援体系	返済不要
主な条件	<ul style="list-style-type: none"> ・イタリアの制作会社が申請すること ・法令に定められたスコア表に基づき、100 ポイント中 70 ポイントを満たすこと (下記参照)
支払いスケジュール	<p>(1)採択より 180 日以内に DGCA に申請、助成金の 40%が支払われる</p> <p>(2)上記より 30 日以内に作家、脚本家に支払った報酬の領収書を取り付けの上、DGCA に提出。更に 40%は支払われる</p> <p>(3)採択より 18 か月以内に資金計画関連書類を提出し、残りが 90 日以内に支払われる</p>
年間予算	<p>270 万ユーロが年 3 セッションの公募に割り振られる</p> <p>-長編映画：124 万 2000 ユーロ (第 1 セッション：41 万 4000 ユーロ、第 2 セッション：41 万 4000 ユーロ、第 3 セッション：41 万 4000 ユーロ)</p> <p>-テレビまたはウェブ用のコンテンツ：145 万 8000 ユーロ (第 1 セッション：48 万 6000 ユーロ、第 2 セッション：48 万 6000 ユーロ、第 3 セッション：48 万 6000 ユーロ)</p>
支援上限額	10 万ユーロ、対象経費の 60%まで
その他特筆すべき事項	・2017 年 7 月 31 日付文化財・文化活動・観光大臣令により定められた条件に基づく

	<p>・セッションの開催時期は年度により異なるが、2020 年の実績は①7/15-7/31②9/9-9/30 そして③10/27-11/17</p> <p>・劇場用映画の採択件数は各セッション最大 7 作品、テレビまたはウェブ用コンテンツは各セッション最大 8 作品で、それぞれ最低 2 作品は新たに設立された制作会社の支援に充てられる</p>
--	--

表 開発およびプリプロダクション支援のためのスコア表（長編映画、テレビ、ウェブコンテンツ共通）

※スコア表全体で 100 ポイント中最低でも 70 ポイントを満たさなければならないことに加え、追加の条件として(A)では最低で 40 ポイントを満たす必要がある。

(A) 質および題材（またはトリートメント）のオリジナリティ（最大 60 ポイント）
<ol style="list-style-type: none"> 1. 対象が長編映画・非シリーズもののテレビ・ウェブコンテンツの場合は、芸術性および文化的関連性、主題の扱いをトリートメントや脚本の初稿で判断 2. 対象がテレビ・ウェブのシリーズ作品の場合、芸術性および文化的関連性を登場人物設定、ジャンル、エピソードの構成などパイロットエピソードで判断 3. 映画またはオーディオビジュアル言語としての革新性 4. 調査の進捗状況（ドキュメンタリー作品の場合） 5. 使用されるアニメーション技術（アニメーションの場合） 6. 脚本開発のレベル（ドキュメンタリー作品のトリートメントの場合） 7. 執筆、キャラクター開発、セリフ、ジャンルの一貫性 8. ストーリー構成の健全性 9. 脚本が支援（Contributi Selettivi Per La Scrittura Di Sceneggiature Originali）を受けている 10. 作品内での異なる構成要素における統一性（アイデア、構成、キャラクター、セリフ）
(B) 作品の実現可能性（最大 20 ポイント）
<ol style="list-style-type: none"> 1. プロデューサーと制作会社、共同プロデューサーの経歴 2. 開発企画およびプリプロダクションの技術的・芸術的要素の一貫性と整合性 3. 作品における芸術面で指標と、開発費・製作前に想定される費用との整合性 4. 海外企業との連携によるプロジェクトの実現性
(C) イタリア国内および海外での作品の配給と映画祭出品成功の可能性、作品と想定される観客の一貫性（最大 20 ポイント）
<ol style="list-style-type: none"> 1. 国内外の配給会社またはその他国内外のメディアサービス提供者との契約が締結しているか（映画配給会社、テレビ放送局、VOD プラットフォーム、その他のメディアサービス提供者との間で締結された意向表明書または契約書） 2. 作品の芸術的可能性（映画祭選考のための芸術的要件を満たす、イタリア国内外の映画関連イベントへの出品への戦略がある等） 3. 国内外のターゲット層を見極め、作品の配給と流通を行えるか 4. 作品が、創造的で作家性に富み、イタリアの文化遺産を海外に広める可能性がある

b. 制作

支援名	Contributi Selettivi per La Produzione
支援対象者	イタリアの映画またはオーディオビジュアル制作会社
支援対象	長編映画、短編映画、テレビ番組、ドキュメンタリー、アニメ、ウェブコンテンツの制作助成
支援体系	返済不要
主な条件	<ul style="list-style-type: none"> ・イタリアの制作会社が申請すること ・対象経費の上限は以下のとおり -若手作家制作の長編映画：対象経費が 400 万ユーロ以下の作品で、うちアバブ・ザ・ラインの経費（監督、脚本家、キャストへの報酬）が総予算の 25%を超えないこと -ドキュメンタリー作品：対象経費が 100 万ユーロ以下の作品 -短編作品：対象経費が 20 万ユーロ以下の作品 -低予算作品：対象経費が 150 万ユーロ以下の作品 -芸術的価値の高い作品：対象経費が 400 万ユーロ以下の作品で、うちアバブ・ザ・ラインの経費（監督、脚本家、キャストへの報酬）が総予算の 30%を超えないこと ・国際共同製作作品の場合、イタリアの支出が 20%を下回らないこと ・支援を受けた助成金は、全てイタリアで使用すること
年間予算	<p>2460 万ユーロが年 3 セッションの公募に割り振られる</p> <ul style="list-style-type: none"> -若手作家制作の長編映画：400 万ユーロ （第 1 セッション：135 万ユーロ、第 2 セッション：135 万ユーロ、第 3 セッション：130 万ユーロ） -第 1 作または第 2 作目長編映画：540 万ユーロ （第 1 セッション：180 万ユーロ、第 2 セッション：180 万ユーロ、第 3 セッション：180 万ユーロ） -劇場用、テレビまたはウェブ向けのドキュメンタリーおよび短編：240 万ユーロ （第 1 セッション：80 万ユーロ、第 2 セッション：80 万ユーロ、第 3 セッション：80 万ユーロ） -劇場用、テレビまたはウェブ向けのアニメーション：300 万ユーロ （第 1 セッション：100 万ユーロ、第 2 セッション：100 万ユーロ、第 3 セッション：100 万ユーロ） -芸術的価値が高く、低予算の長編映画：980 万ユーロ （第 1 セッション：330 万ユーロ、第 2 セッション：325 万ユーロ、第 3 セッション：325 万ユーロ）

支援上限額	<ul style="list-style-type: none"> ・対象経費の 60% ・アニメは 100 万ユーロ、それ以外は作品規模に乗じて決定
その他特筆すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・2017 年 7 月 31 日付文化財・文化活動・観光大臣令により定められた条件に基づく ・セッションの開催時期は年度により異なるが、2020 年の実績は①7/15-7/31②9/9-9/30 そして③10/27-11/17 ・採択件数は以下の通り： <ul style="list-style-type: none"> -若手作家制作の長編映画：各セッション最大 6 作品で、それぞれ最低 1 作品は新たに設立された制作会社の支援に充てられる -第 1 作または第 2 作目長編映画：セッション最大 7 作品で、それぞれ最低 2 作品は新たに設立された制作会社の支援に充てられる -劇場用、テレビまたはウェブ向けのドキュメンタリーおよび短編：各セッションの最低 20%は新たに設立された制作会社の支援に充てられる -劇場用、テレビまたはウェブ向けのアニメーション：各セッションの最低 20%は新たに設立された制作会社の支援に充てられる -芸術的価値が高く、低予算の長編映画：セッション最大 8 作品で、それぞれ最低 2 作品は低予算で新たに設立された制作会社の支援に充てられる

支援名	Credito di Imposta per Le Imprese di Produzione
支援対象者	イタリアの制作会社のプロデューサー
支援対象	長編映画、短編映画、テレビ番組、ドキュメンタリー、アニメ、ウェブコンテンツの開発及び制作
支援体系	映画制作にかかる各種税（法人税、所得税、地方所得税、付加価値税、社会保険税）の控除
主な条件	<ul style="list-style-type: none"> ・撮影（制作）開始の 90 日前までに申請すること ・イタリアの制作会社で払込済み株式資本が 4 万ユーロ以上、純資産 4 万ユーロ以上であること ・プロデューサーは、イタリア国内にて税控除額と同等かそれ以上の金額を制作費と支出すること ・プロデューサーは EU 圏内に事務所を有し、イタリアに対し納税義務があること ・対象となる経費は以下のとおり考慮される： <ul style="list-style-type: none"> -撮影を 50%以上イタリアで行った場合は、イタリアで支出された制作にかかる費用は全額対象となる -撮影をイタリアで行った割合が 50%を下回る場合、全体の撮影日数に対するイタリアでの撮影日数の割合で算出される -開発費、プリプロダクション費、ポストプロダクション費はイタリアで支出された費用に乗じる

	-イタリアに納税義務のあるスタッフにかかる経費は全てイタリアの経費としてみなす
年間予算	1 億 1800 万ユーロ (映画：5800 万ユーロ、オーディオビジュアル：6000 万ユーロ)
支援上限額	<ul style="list-style-type: none"> ・ウェブ向け映画またはオーディオビジュアル作品の開発の場合：支出の 30% に対し、年間 30 万ユーロまで（短編を除く） ・映画制作の場合：支出の 30% に対し、年間 800 万ユーロまで ・テレビ番組またはウェブコンテンツの制作の場合：支出の 15～30% に対し、年間 1000 万ユーロまで ・いずれにおいても、税控除額が、総製作費の 50% を超えない範囲
その他特筆すべき事項	・2016 年 11 月 14 日付改定、法令 220 号「映画およびオーディオビジュアル綱紀」の第 15 条に条件が規定されている

支援名	Contributi Selettivi Opere Cinematografiche in Regime di Coproduzione o Compartecipazione Internazionale Minoritaria
支援対象者	イタリアの映画またはオーディオビジュアル制作会社
支援対象	国際共同製作の劇場用長編映画作品のうち、イタリアの参加比率がマイノリティーの作品の制作支援（協定を介さないものも含む）
支援体系	返済不要
主な条件	<ul style="list-style-type: none"> ・イタリアの制作会社が申請すること ・助成額のうち最低 80% をイタリアで支出すること ・作品に権利の最低 20% をイタリアのプロデューサーが保有すること（2 か国以上の国際共同製作の場合 10% に引き下げ） ・総製作費の最低 50% が、主要な共同プロデューサーによる資金の確保を確約する書類を提出すること ・支援決定後から 24 か月以内に助成金の申請を行うこと
年間予算	500 万ユーロが年 2 セッションの公募に割り当てられる
支援上限額	<ul style="list-style-type: none"> ・30 万ユーロ ・イタリアの制作会社の負担額の範囲内で、対象経費の 60%
その他特筆すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・セッションの開催時期は年度により異なるが、2020 年の実績は①9/28-10/20②11/9-12/1 ・支援決定後、12 か月以内に申請すれば 60% の前受金が支払われる

c. 配給

支援名	Credito di Imposta per Le Imprese di Distribuzione
支援対象者	イタリアの配給会社
支援対象	長編映画、短編映画、テレビ番組、ドキュメンタリー、アニメ、ウェブコンテンツの配給
支援体系	配給にかかる各種税（法人税、所得税、地方所得税、付加価値税、社会保険税）の控除
主な条件	<ul style="list-style-type: none"> ・配給会社が申請する場合は EU 圏内に事務所を有し、イタリアに対し納税義務があること ・配給費用が以下を下回らないこと -長編フィクション映画の場合：4 万ユーロ -ドキュメンタリーまたは短編映画の場合：2 万ユーロ ・個人のプロデューサーが配給を行う場合、配給会社による管理を受けず、配給会社による共同プロデュースや共同出資を受けないこと ・国内配給の場合は上映が行われてから 180 日以内に申請すること ・海外配給の場合は、上映許可の取り付けまたはアンサープリントの引き渡しから 18 か月以内に申請すること
年間予算	1100 万ユーロ
支援上限額	<ul style="list-style-type: none"> ・国内配給は最大 200 万ユーロ、海外配給は 100 万ユーロ ・いずれにおいても、税控除額が、総製作費の 50%を超えない範囲
その他特筆すべき事項	・2016 年 11 月 14 日付改定、法令 220 号「映画およびオーディオビジュアル綱紀」の第 16 条に条件が規定されている

支援名	Contributi Selettivi per La Distribuzione Nazionale
支援対象者	イタリアの映画またはオーディオビジュアル制作会社
支援対象	長編映画、短編映画、ドキュメンタリー、アニメーションの国内配給支援
主な条件	<ul style="list-style-type: none"> ・イタリアの制作会社が申請すること ・長編映画または短編映画の場合、若手監督の第 1 作目または第 2 作目で、資金調達が困難だが芸術的価値の高いもの
年間予算	<ul style="list-style-type: none"> ・450 万ユーロが全 3 セッションに 150 万ユーロずつ割り振られる ・150 万ユーロのうち、50 万ユーロ（50%）は MiBACT の制作支援制度を受けた作品、22 万 5000 ユーロ（15%）は新たに設立された制作会社の支援に充てられる
支援上限額	・対象経費の 10%（ただし 200 スクリーン以上で公開され配給経費が 50 万ユーロ以上の場合は 40%に引き上げ）
その他特筆すべき事項	・2017 年 7 月 31 日付文化財・文化活動・観光大臣令により定められた条件に基づく

	・セッションの開催時期は年度により異なるが、2020 年の実績は①6/20-6/30②7/15-7/25 そして③8/26-9/13
--	--

支援名	Contributo alla Distribuzione - Fondi di Internazionalizzazione
支援対象者	海外の独立系配給会社
支援対象	国産長編映画・ドキュメンタリーおよびアニメーションの、海外配給支援
支援体系	返済不要
主な条件	・配給する作品が、100%イタリア作品かイタリア主導の国際共同製作作品であること ・
年間予算	120 万ユーロが年 3 セッションに各 40 万ユーロ割り当てられる
支援上限額	・1 作品/1 ヶ国に対し 3 万ユーロ ・P&A 費の 30% ・配給契約書に、申請国での劇場上映に関する権利が必ず含まれること ・申請から遡り 24 か月以内に制作された作品であること ・申請から 180 日以内に劇場公開を行うこと ・申請した劇場配給にかかる費用を全て自社で支出したこと ・劇場で最低でも 1 週間の上映があることを確約すること ・ライセンサーに対し、興行レポートを行うこと
その他特筆すべき事項	・配給会社からの最終レポート（公開から 180 日以内に提出）を以って支払うが行われる ・Istituto Luce Cinecittà（映画支援団体）との協力のもと、国際化基金を通じた支援である

d. 投資

支援名	Credito di Imposta per le Imprese Non Appartenenti al Settore Cinematografico e Audiovisivo
支援対象者	映画・オーディオビジュアル産業外のイタリア企業
支援対象	業界外からの、長編映画に対する投資
支援体系	投資にかかる各種税（法人税、所得税、地方所得税、付加価値税、社会保険税）の控除
主な条件	・申請会社の投資額が、制作費の 70%を上回ってはならない（他の MiBACT の助成を受けた作品は 60%まで引き下げ） ・イタリアのプロデューサーと制作にかかるパートナーシップ契約を結んだのち、30 日以内に申請を行うこと

	・公共での公開許可が下りたのち、180 日以内に最終承認のための書類を提出すること
年間予算	1000 万ユーロ
支援上限額	・投資額の 30%に対して控除（対象は 100 万ユーロまで） ・他の MiBACT の助成（税優遇、自動助成は除く）を受けた作品は 40%に引き上げ
その他特筆すべき事項	・本税優遇の権利に関する他企業への譲渡は不可 ・2016 年 11 月 14 日付改定、法令 220 号「映画およびオーディオビジュアル綱紀」の第 20 条に条件が規定されている

e. 海外展開

支援名	Fondo Esportatori Internazionali - Fondi di Internazionalizzazione
支援対象者	イタリアの海外セールス会社
支援対象	主要映画マーケットへの参加を通じた国産長編映画の海外展開支援
支援体系	返済不要
主な条件	・対象となる映画マーケットは以下の通り： カンヌ国際映画祭、ヴェネツィア国際映画祭、トロント国際映画祭、MIA（ローマで開催される国際映像見本市）、アメリカン・フィルム・マーケット、ベンターナ・スール映画祭 ・初配給作品に限る ・セールス対象は長編映画で、100%イタリア作品かイタリア主導の国際共同製作作品であること ・申請会社は、イタリアに納税義務があること
年間予算	30 万ユーロ
支援上限額	・経費の 80% ・5 作品まで申請でき、1 作のみの場合は 1 万ユーロ、複数の場合は 1 社/1 マーケットに対し 3 万ユーロが条件となる
その他特筆すべき事項	・Istituto Luce Cinecittà（映画支援団体）との協力のもと、国際化基金を通じた支援である

支援名	Fondo Produttori di Opere Audiovisive per Partecipazione a Festival, Mercati ed Eventi di Coproduzione - Fondi di Internazionalizzazione
支援対象者	イタリアのオーディオビジュアル制作会社

支援対象	独立系オーディオビジュアルプロデューサーへの、主要国際映画祭・国際マーケットへの参加支援
支援体系	返済不要
主な条件	<ul style="list-style-type: none"> ・セールスの対象となるのは TV 番組、ドキュメンタリー、アニメーション、ウェブコンテンツ（劇場映画は含まない） ・セールス対象作品は、100%イタリア作品かイタリア主導の国際共同製作作品であること ・イタリアの制作会社が申請すること
年間予算	60 万ユーロ
支援上限額	<ul style="list-style-type: none"> ・経費の 80%まで ・映画祭参加に対する支援の上限は、映画祭の規模に準ずる（問合せ） ・マーケットおよび国際共同製作マーケットは 2000 ユーロ（ヨーロッパのマーケットの場合は 1500 ユーロ）
その他特筆すべき事項	・Istituto Luce Cinecittà（映画支援団体）との協力のもと、国際化基金を通じた支援である

支援名	Fondo Produttori Cinematografici per Promozione Internazionale nei Festival - Fondi di Internazionalizzazione
支援対象者	イタリアの映画制作会社
支援対象	独立系映画プロデューサーの、国際映画祭への参加支援
支援体系	返済不要
主な条件	<ul style="list-style-type: none"> ・セールス対象となる作品は劇場公開向け長編映画に限り、100%イタリア作品かイタリア主導の国際共同製作作品であること ・対象となる映画祭は以下の通り： カンヌ国際映画祭、ベルリン国際映画祭、ヴェネツィア国際映画祭、トロント国際映画祭、サンダンス映画祭、ロカルノ国際映画祭、サンセバスティアン国際映画祭、ロッテルダム国際映画祭、アムステルダム国際ドキュメンタリー映画祭 ・対象となる費用は、映画のプレミア上映から起算して前後 30 日以内の支出に限る
年間予算	40 万ユーロ
支援上限額	<ul style="list-style-type: none"> ・経費の 80%まで ・映画祭参加に対する支援の上限は、映画祭の規模に準ずる（問合せ）
その他特筆すべき事項	・Istituto Luce Cinecittà（映画支援団体）との協力のもと、国際化基金を通じた支援である

支援名	Fondo Produttori Cinematografici per Mercati di Coproduzione e Training - Fondi di Internazionalizzazione
支援対象者	イタリアの映画制作会社
支援対象	独立系映画プロデューサーおよび制作会社に対する共同製作マーケット、研修、ワークショップへの参加支援
支援体系	返済不要
主な条件	<ul style="list-style-type: none"> ・長編映画・アニメーション・ドキュメンタリーで、主要な国際共同製作マーケット・ラボ・ワークショップ・研修コースから招待を受けた開発中の作品を対象とする ・劇場公開を想定した作品に限る ・対象となる費用は、映画のプレミア上映から起算して前後 30 日以内の支出に限る
年間予算	20 万ユーロ
支援上限額	<ul style="list-style-type: none"> ・経費の 80%まで ・共同製作マーケットまたはワークインプログレス：2000 ユーロ（ヨーロッパでの開催の場合は 1500 ユーロに引き下げ） ・ワークショップまたは研修：3500 ユーロ（ヨーロッパでの開催の場合は 2500 ユーロに引き下げ）
その他特筆すべき事項	・Istituto Luce Cinecittà（映画支援団体）との協力のもと、国際化基金を通じた支援である

f. 自動助成

支援名	Contributi Automatici
支援対象者	イタリアの制作会社、イタリアまたは欧州の配給会社、非ヨーロッパ配給会社、ホーム・エンターテインメント事業者
支援対象	映画・オーディオビジュアルにかかる開発、制作、配給の自動助成
支援体系	返済不要
主な条件	<ul style="list-style-type: none"> ・イタリアの会社が申請すること ・国際共同製作作品の場合、イタリア側の著作権の保有が 20%を下回らないこと ・MiBACT との間に開設した口座にデポジットされた助成金は、新たな映画・オーディオビジュアル作品の開発、制作、配給に使用しなければならない
年間予算	<ul style="list-style-type: none"> ・予算以下の通り割り振られる： <ul style="list-style-type: none"> (1) 映画：68%（うち、60%は興行成績に乗じて助成、40%は芸術的・文化的評価に乗じて助成） (2) テレビ番組：8%（うち、60%は興行成績に乗じて助成、40%は芸術的・文化的評価に乗じて助成）

	<p>(3) ウェブコンテンツ：5%（うち、60%は興行成績に乗じて助成、40%は芸術的・文化的評価に乗じて助成）</p> <p>(4) ビデオゲーム：4%（芸術的・文化的評価に乗じて助成）</p> <p>(5) アニメーション：8%（興行成績,芸術的・文化的評価に乗じて助成）</p> <p>(6) 国際配給：5%（イタリア国外マーケットにおけるセールス、プリセールスでのセールス結果に乗じて助成）</p> <p>(7) ホーム・エンターテインメント事業者：2%（イタリア国内で放映・配信された際のセールス結果、文化的評価に乗じて助成）</p>
支援上限額	<ul style="list-style-type: none"> ・自動助成を含めた助成金が、制作費または配給経費の 50%を上回らない範囲 ・ただし、以下の条件を満たせば 100%に引き上げられる -経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会定めたリストに含まれる国との共同製作作品 -MiBACT の制作支援を受けた作品 -総制作費が 250 万ユーロ以下の作品 -公開スクリーン数が 400 以下の作品 -国内放送局やメディアサービス事業者への権利のプリセールスによる工面した制作費が、総製作費の 40%を超えない作品
その他特筆すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・2017 年 7 月 31 日付文化財・文化活動・観光大臣令により定められた条件に基づく

ウ. MiBACT の外国映画誘致政策

イタリアは外国映画の誘致に各州で積極的に取り組んでいるが、MiBACT としての国家レベルの支援は税優遇である。2016 年 11 月 14 日付改定、法令 220 号「映画およびオーディオビジュアル綱紀」の第 19 条に条件が規定されている。

a. 支援概要

支援名	Credito Di Imposta Per L'Attrazione in Italia di Investimenti Cinematografici e Audiovisivi
支援対象者	イタリアの代表制作会社（海外の映画制作会社に代わり、イタリアでの制作をおこなった会社）
支援対象	外国映画・オーディオビジュアル作品の投資誘致
支援体系	投資にかかる各種税（法人税、所得税、地方所得税、付加価値税、社会保険税）の控除
主な条件	<ul style="list-style-type: none">・対象となるのは長編映画、短編映画、テレビシリーズ、ドキュメンタリー、アニメーション、ウェブコンテンツ・文化要件（i requisiti di eleggibilità culturale）を満たすこと・申請者はイタリアの制作会社で、払込済み株式資本が 4 万ユーロ以上、純資産 4 万ユーロ以上であること・イタリア人または EU 市民の雇用が優勢であること・申請者は EEA 域内に事務所を有し、イタリアに納税義務のある制作会社であること・DGCA に対し、最初の申請は制作開始の 90 日前までに行うこと・DGCA に対し、最終申請は制作終了後 180 日以内に行うこと
年間予算	2500 万ユーロ
支援上限額	<ul style="list-style-type: none">・控除対象額は年間 2000 万ユーロを上限する・控除対象はイタリアでの制作費に限り、総製作費の 75%を超えない範囲でなければならない